

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年7月30日

【事業年度】 第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社エフティコミュニケーションズ

【英訳名】 F T COMMUNICATIONS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 畔柳 誠

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 重川晴彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 重川晴彦

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に、第23期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)に係る有価証券報告書を提出いたしました。記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

当社は厳しい情勢が続く中、当期純損失を計上いたしました。

しかしながら、株主の皆様に対する安定した配当が当社の重要な方針のひとつであることから、配当金の株主還元を最優先に位置付けており、経営の効率性及び収益性のさらなる改善によりキャッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としつつ、今後の事業展開等を勘案して検討することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(注) 基準日が当該事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	剰余金の配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年6月27日 定時株主総会決議	214	3,000

(訂正後)

当社は厳しい情勢が続く中、当期純損失を計上いたしました。

しかしながら、株主の皆様に対する安定した配当が当社の重要な方針のひとつであることから、配当金の株主還元を最優先に位置付けており、経営の効率性及び収益性のさらなる改善によりキャッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としつつ、今後の事業展開等を勘案して検討することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

内部留保金につきましては、営業販路の強化、財務体質の改善に有効的に活用し、経営基盤の構築を目指してまいります。

また、当社は株主へ機動的な利益還元を可能とするため、会社法454条第5項の規定により、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し中間配当を行うことができる」旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当該事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	剰余金の配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年6月27日 定時株主総会決議	214	3,000

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(12)省略

(13)議決権の行使

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議案件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております

(14)省略

(15)取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待されている役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(訂正後)

(1)～(12)省略

(13)議決権の行使

当社は、特別決議に必要な定足数を確保し、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議案件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております

(14)省略

(15)取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役は職務の遂行にあたり期待されている役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(16)社外取締役および社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法427条第1項に規定により、社外取締役および社外監査役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。